全 L 協保安元第59号 令和元年12月3日

正 会 員 各位

(一社)全国LPガス協会

デジタル手続法施行に伴う液石法省令改正(案)に対する 意見募集について(お知らせ)

標記につきまして、経済産業省のホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

デジタル手続法に関連する液石法政令改正(施行令改正)は、全L協事業元第113号(令和元年10月30日付)でご案内させていただき、11月22日をもって意見募集期間が終了したところです。このたび、液石法省令(液石法規則)に関する改正案が示されたことになります。

つきましては、本改正にご意見がある場合は、同ホームページの意見提出フォームによりご提出(令和元年12月24日締切)をいただくとともに、当協会にもその内容をご送付くださいますようお願いいたします。

なお、ファイルの種類が多いため添付しておりませんので、下記URLより ご確認くださいますようお願いいたします。

〇経済産業省ホームページ掲載アドレス

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595119123&Mode=0

〇主な改正の概要

液石法第14条(書面の交付)に係る規則第13条関係

- 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法
- 一般消費者等に対して示すべき電磁的方法の種類及び内容
- ・液化石油ガス販売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得方法

液石法第28条(保安業務の委託)に係る規則第28条関係

- 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法
- ・技術的基準について
- ・電子情報処理組織について
- ・保安業務の委託契約の相手方に対して示すべき電磁的方法の種類及び内容
- ・委託契約の当事者による情報通信の技術を利用した承諾の取得

以上

発信手段:Eメール

事業推進部:堀江、笠間、岩田

保安部: 髙木、渡辺、橋本